

# 法教育推進協議会 第35回会議 議事録

第1 日 時 平成26年3月25日(火) 自 午後 1時08分  
至 午後 3時16分

第2 場 所 東京高等検察庁第2会議室

第3 議 題

## 議

## 事

笠井座長 それでは、まだお見えになっていない委員もおられますけれども、予定された時間が既にかなり過ぎておりますので、第35回法教育推進協議会をただいまから始めさせていただきます。

本日は、協議に先立ちまして法教育懸賞論文コンクールの表彰式を執り行いまして、引き続き、協議会を行いたいと思います。

それでは、まず、法教育懸賞論文コンクールの表彰式を開催したいと思います。それでは、事務局からお願いします。

梶山部付 そうしましたら、列席者の方々、それから受賞される方々は、席の移動のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、平成25年度法教育懸賞論文コンクールの表彰式を開催させていただきます。

最初に、列席者の方々を御紹介します。

法教育推進協議会を代表しまして、笠井正俊座長です。

日本司法支援センターを代表しまして、中井幹晴情報提供課長です。

公益社団法人商事法務研究会を代表しまして、松澤三男専務理事です。

また、本日は法教育推進協議会における協議に先立ち表彰式を開催するため、法教育推進協議会の委員の皆様にも御列席いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

静岡大学教育学部教授、磯山委員です。

最高検察庁総務部長、稲川委員です。

筑波大学人間総合科学研究科教授、江口委員です。

続きまして、株式会社ジャパントイムズ編集局報道部記者、神谷委員です。

続きまして、司法書士、日本司法書士会連合法教育推進委員会委員、高橋委員です。

続きまして、福井大学教育地域科学部准教授、橋本委員です。

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官、樋口委員です。

弁護士、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局長、村松委員です。

このほか、本日は最高裁判所事務総局総務局第一課長の須賀委員、それから、一橋大学大学院法学研究科教授の小粥委員が、所用のため少し遅れて御出席の御予定でございます。

続きまして、受賞者の方々を紹介させていただきます。

日本司法支援センター賞を受賞されました広島市立基町高等学校教諭、河村新吾先生です。

公益社団法人商事法務研究会賞を受賞されました大垣市立上石津中学校教諭、藤井健太郎先生です。

奨励賞を受賞されました千葉県立千葉工業高等学校教諭、藤井剛先生です。

それでは、次に、笠井座長から御挨拶を頂きたいと思います。

笠井座長 本日は本当におめでとうございます。

私も、最初の審査のところから全部入ったのですが、今年の応募作は全体的に優れたものが多かったのです。その中でこうやって賞に選ばれた作品は、先生方が充実した法教育をやろうという強い熱意の下に、しっかりと準備をされて計画的に、そして生徒さんたちが生き生きと主体的にそういう勉強に取り組んでいこうという気持ちを持って、双方向の授業が行われているということが大変よく伝わってくるものでありまして、そのような優れた論文がこう

やって選ばれたと考えております。そういう意味で非常に良いコンクールであったと感じております。また後から発表していただきますけれども、その内容も大変楽しみでありますし、今後の法教育の発展・充実にこの3人の先生方のご論文というのは大きな意味を持つものと考えております。本当におめでとうございます。

梶山部付 続きまして、表彰状と目録の授与に移りたいと思います。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた受賞者の方、前の方にお越しください。

まず最初に、日本司法支援センター賞の授与を行います。

河村新吾先生、前にお越しください。

中井委員 表彰状。日本司法支援センター賞、河村新吾殿。

あなたは平成25年度法教育懸賞論文において、「私とみんなの法教育」をテーマに、法教育の充実・発展に関し、優れた論文を執筆されました。ここに副賞を添え表彰します。

平成26年3月25日、法教育推進協議会座長、笠井正俊、日本司法支援センター理事長、梶谷剛、公益社団法人商事法務研究会会長、江頭憲治郎。

河村教諭 ありがとうございます。(拍手)

梶山部付 次に、公益社団法人商事法務研究会賞の授与を行います。藤井健太郎先生、前にお越しください。

松澤専務理事 表彰状。公益社団法人商事法務研究会賞、藤井健太郎殿。

あなたは平成25年度法教育懸賞論文において、「私とみんなの法教育」をテーマに、法教育の充実・発展に関し、優れた論文を執筆されました。ここに副賞を添え表彰いたします。

平成26年3月25日、法教育推進協議会座長、笠井正俊、日本司法支援センター理事長、梶谷剛、公益社団法人商事法務研究会会長、江頭憲治郎。

おめでとうございます。

藤井(健)教諭 ありがとうございます。(拍手)

梶山部付 続きまして、奨励賞の授与を行います。藤井剛先生、前にお越しください。

笠井座長 表彰状。奨励賞、藤井剛殿。

あなたは平成25年度法教育懸賞論文において、「私とみんなの法教育」をテーマに、法教育の充実・発展に関し、優れた論文を執筆されました。ここに副賞を添えて表彰いたします。

平成26年3月25日、法教育推進協議会座長、笠井正俊、日本司法支援センター理事長、梶谷剛、公益社団法人商事法務研究会会長、江頭憲治郎。

おめでとうございます。(拍手)

梶山部付 皆様、おめでとうございます。

ここで、論文の審査を行いました法教育推進協議会を代表し、笠井座長から論文の講評を頂きたいと思っております。座長、よろしく願いいたします。

笠井座長 簡単に、各論文について講評を申し上げます。

先ほど、全体のことについては申し上げたとおりであります。その中でどういうふう具体的に各論文が評価されたかということについて御説明申し上げます。

まず、河村新吾先生の論文でございますけれども、高等学校公民科の学習として、雇用と労働問題をテーマに丁寧に法教育の実践が展開されたことがよく分かる論文であります。生徒が司会進行役を担当して、弁護士が助言し、生徒同士で活発に討議するという望ましい実践例で

ありまして、論文の構成や主張も分かりやすく適切で、優れた内容であると考えられました。雇用と労働問題をテーマとしたものでありまして、日本司法支援センター賞にふさわしい内容でございました。

次に、藤井健太郎先生の御論文でございます。中学校、公民的分野の実践事例でありまして、学校教育など生徒に身近な題材を基に、立法過程を学ばせる工夫などをしておられる点が認められました。実践しやすい取組が分かりやすく紹介されている点で意義があり、優れた論文でございます。立法過程に焦点を当てた授業の一つのモデルになり得る論文であり、学校教育における法教育普及という観点から、学校に対する支援を行っている公益社団法人商事法務研究会の名を冠した賞にふさわしい内容でございました。

なお、御論文中の仮想法案として対象になりました家庭学習改善法案につきまして、個人の自由に対する統制といった観点から慎重な取扱いを要する部分を含むとの指摘があり得るところですけれども、プライバシーの侵害に関する意見を明示するなどの配慮がされていたところでございます。

次に、奨励賞、藤井剛先生の御論文でございます。法教育で目指すべき授業の在り方について、具体的な実践例に基づき、法教育授業の成果と課題が分かりやすくバランスよく盛り込まれた、優れた論文であると評価されました。

なお、一部応募者が推察されるおそれのある個人情報記載がございましたけれども、これについて欠格とするほどの記載ではないと判断をいたしました。

私からは以上でございます。

梶山部付 ありがとうございます。

それでは、ここで受賞者の皆様から一言ずつ頂きたいと存じます。

まず、河村新吾先生からお願いいたします。

河村教諭 基町高等学校の河村新吾と申します。このたびは過分な賞を頂き、まず御礼を申し上げます。ありがとうございます。

論文に応募する最初の理由は、生徒に小論文指導する身でありながら、自分自身が論文を書いていなければ何も始まらないと思ったのが、懸賞論文の最初の契機であります。なぜ法教育なのかといいますと、今年度より公民科の新課程が始まりました。新課程の目玉は法教育です。だから法教育を選びました。

広島の前では、広島司法書士会様が春休みに小学生を対象に親子法律教室をやっております。今年度は3月21、22日に行われました。また、広島弁護士会では8月に中高生を対象としたジュニア・ロー・スクールを開いております。広島の前では法律、法教育に関する熱心な土壌がある中で今回の賞を私は受けられたと思っています。それに負けじとやってやりました。

その内容に雇用と労働問題を取り上げたのは、今、ワークルールを学ぶべきものは、子供でもあり、大人でもあり、日本にいる雇用環境が変化する中でみんなが学ばなくてはいけないものだから、生徒とともに自分も学べると思いまして、ワークルールを教材の対象にしました。

このたびは本当にありがとうございました。

梶山部付 ありがとうございます。

次に、藤井健太郎先生、お願いいたします。

藤井(健)教諭 こんにちは。岐阜県の大垣市立上石津中学校から参りました、藤井健太郎といひます。このたびは過分なる賞を頂き、大変うれしく思っております。本当にありがとうございます。

います。

私は昨年度、早稲田大学の大学院で研修する機会を得ました。1年間大学院のほうで勉強させていただく中で、社会教育に関する授業ですとか、又は生徒指導に関する授業、規範意識に関するような授業を受ける中で、法律の役割というのがこれからますます強くなっていくのではないかとことを私自身思うようになりました。

これまでは道徳的価値観で社会の秩序や社会の形成がされてきた面はあります。もちろん、それは大事なことですけれども、これからはこの法律によって社会が、特に価値観が多様化していく中では法律の役割というのは大きくなるのではないかとことを改めて思いました。今年度、学校現場に復帰し、そして目の前の中学生にこの法教育をどのように教えたらいいのか、又は学ばせたらいいのかということを思案する中で、実践に取り組んでまいりました。

今回は、国会の働きということで立法過程を自ら体験しながら、そしてこの法の意義ですとか、主体的に社会参画するような態度を育成したいなということで、論文にまとめさせていただきました。この後、少しばかり紹介できれば有り難いなと思っております。

本当にこのたびはありがとうございました。（拍手）

梶山部付 ありがとうございました。

それでは、次に、藤井剛先生、お願いいたします。

藤井（剛）教諭 千葉県から参りました、千葉県立千葉工業高等学校の藤井と申します。このたびは賞を頂きまして、本当にありがとうございました。

私は法学部を卒業しているため、初任教員の時代から法律を扱った授業を長く実践してきました。その中で、ちょうど裁判員制度が始まる2年前の2006年に、生徒たちに模擬裁判を経験させようと本格的に法教育を始めてまいりました。それ以来、いろいろ実践や経験を積んできたわけですが、特に昨年度、京都大学の土井先生と法教育フォーラムというホームページ上で法教育についての往復書簡を公開し、学習指導案などを発表してまいりました。全12回の往復書簡でしたが、そのうち昨年、4つの授業案を取り上げて、実際に授業を行いました。その実践をまとめさせていただいたものが、今回賞をいただいた論文です。内容につきましては後でプレゼンテーションさせていただきますので、そこで評価していただきたいと思っております。いずれにせよ、このような法教育の実践もあるんだなと思っていただければと思います。

このたびはどうもありがとうございました。

梶山部付 ありがとうございました。

それでは、最後に記念撮影を行いたいと存じます。写真につきましては後日、法務省ホームページに掲載いたしますとともに、本日取材に来られている日本教育新聞にも掲載される可能性がありますので、御承知おき頂きたいと思っております。

それでは、本日、法教育推進協議会委員の皆様もいらっしゃっていますので、お入りいただければと思います。

それでは、あちらのほうで写真撮影をいたしますので、受賞者の皆様、御移動をお願いいたします。

（写真撮影）

梶山部付 どうもありがとうございました。

以上で表彰式を終了いたします。どうもありがとうございました。

受賞者の先生方も、元の席にお戻りいただければと思います。

笠井座長 それでは、引き続き、協議に移りたいと思います。

今日は、先ほど法教育懸賞論文コンクールで表彰されました3名の先生方から、法教育に関する取組状況について御報告をお願いしております。

まず、事務局のほうから本日の議事と配布資料の説明をさせていただきます。お願いします。

梶山部付 それでは、本日の議事と配布資料について御説明いたします。

まず、本日の議事進行ですが、ただいま座長からもありましたとおり、先ほど受賞されました3名の先生方から、法教育の取組状況に関して御報告いただくことを予定しております。

次に、配布資料について御説明をいたします。配布資料の1でございますが、こちらは河村新吾先生の御報告に関する資料、資料2は河村新吾先生の応募論文になります。資料1は今入ってございませんが、後ほどプレゼンテーションのときにお使いになるものということで、後ほど御覧いただく形になるかと思えます。続きまして、資料3は藤井健太郎先生の御報告に関する資料、そして資料4は藤井健太郎先生の応募論文になります。続きまして資料5になりますが、こちらは藤井剛先生の御報告に関する資料、そして資料6は藤井剛先生の応募論文ということになります。

資料につきましては以上になります。

笠井座長 それでは、議事に入りたいと存じます。この協議、議事に関しては御報告と質疑応答、併せて各25分程度ということで予定をしております。

それでは、まず、公益社団法人商事法務研究会賞を受賞されました大垣市立上石津中学校の藤井健太郎先生から御報告をお願いいたします。

それでは、藤井先生、よろしく願いいたします。

梶山部付 申し訳ございません、発表の準備をいたしますので、少々お待ちいただければと思います。

笠井座長 では生徒さん、川添さんも。

梶山部付 大変お待たせいたしました。

藤井(健)教諭 では、失礼いたします。改めて、大垣市立上石津中学校の藤井健太郎といたします。どうぞよろしく願いいたします。

今年度、私は中学校3年生の学級担任をしております。そして専門は社会科ですので、本校は小規模ですので中学1年生と3年生の社会科を教えております。特に自分の学級でありますこの3年生、特に公民的分野について授業実践をしたことを紹介させていただきます。

発表内容は、このようになっております。先ほど少し話をさせていただきましたが、国会の働きでの立法の過程について行った授業を中心に話をいたします。

まず初めに、先ほど大学院での授業をきっかけとしてこの法教育に関心を持ったと話をさせていただきましたが、それと併せて、平成24年度から中学校において学習指導要領が全面実施となっております。今までよりも思考力や判断力、そして表現力の育成というものがうたわれております。その改訂の基になっていきます平成20年の中教審の答申を見ていただくと、この中では公民的分野について現代社会の理解を一層深めさせるとともに、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するということがうたわれております。将来、特に中学校の課程、義務教育の課程を修了しますと、社会に出ていく生徒もおります。よりよい社会を形成するのに参画できるような資質や能力を、この社会科の授業を通してつけさせていきたいと、こうい

う思いもあって授業実践をいたしました。

公的分野の中に、「国の政治のしくみ」という単元があります。本校は東京書籍の教科書を使用しております。本単元は全部で8時間の授業となっておりますが、この中で2時間目のこの国会の働きを、1時間で行う授業を4時間に膨らませて授業を行いました。ちょうどスライドの黄色く色が変わっている部分になります。国家の働き①、②、③、④と段階を踏んでこの立法について学ばせたいと思いました。

なぜ、この1時間を4時間に膨らませたのかといいますと、こちらのスライドを見ていただくと、まず一番下側①のところです。ここでは法との関わりを知ると、中学生は家庭と学校という、どちらかといえばまだ狭い社会の中で生活をしています。この法というのがなかなかじみがないのではないかと思いますので、まず、この法というものが日常生活と密接に関わっているんだということで1時間の授業。そして、その上の②です、では実際にその法律がどのような過程を経て成立しているのかと、それについて調べようというので1時間。そして更に③です、実際に法が作られている国会の役割を自分たちで体験をしてみるという模擬国会の授業で1時間。そして、授業したことを新聞にまとめるということで1時間と、計4時間に授業実践を行っていきました。こうすることで法への理解も深まり、そして関心も深まると、それが主体的な社会参画へとつながっていくのではないかと考えました。

まず、国会の働きの1時間目です。生徒の日常生活と密接に関わっているものは何があるのかなと考えたときに、学校給食が一番最初に思いつきました。毎日何げなく食べている学校給食ですが、この中に必ず牛乳というのが提供されます。これは最初、私も小学生の頃この学校給食が出され、そして牛乳があるというのに特に違和感を持ったことはなかったのですが、よくよく考えるとなぜこう毎日牛乳があるのかなと、パンの日ではないのに御飯の日にも関わらず牛乳がある。これは何でだろうかということ疑問に思うようになりました。それで少し私自身が調べてみて、そうすると給食というのは大きく三つに分類されていると、一つは完全給食、その写真のような給食です。そして補食給食、これは御飯がないものです。そして、あとミルク給食という牛乳だけが提供されるという、必ず牛乳というのが学校給食の中には位置付いているんだということを知りました。そして、それは学校給食法というもので規定をされているんだということも分かってきました。これを、当然私も初めて知るようなことでしたので、生徒もこのことを知ればびっくりするのではないかなということを考えました。

こちらの写真が、そのときの授業の様子になります。なぜ毎日学校給食に牛乳が提供されているのだろうかという学習課題を設定し、そして授業を行っていきました。このときは学校の栄養士の職員にも一緒に授業参加をしていただき、そして専門的な見地から話をしてもらいました。この子たちは食育の授業も家庭科ですとかいろいろな場面で受けていますので、栄養価が高いんだろなということなどは考え付いたと思います。ただ、それが法律によって規定されているということについては初めて知って、驚いたのではないかなと思っています。

では、授業を受けた川添さんに、少しそのときの様子を話をしてもらおうと思います。

川添さん(生徒) 私自身も、小学校から給食を食べ続けてきて、なぜ牛乳が毎日出るのかということも全く気にせず、それが当たり前のものだと思って生活をしていました。そこで藤井先生に授業をしていただいて、法律というものを身近に感じることができました。まだ藤井先生の言ったように、私たちは学校や家庭などで法律に関して話すことも少なくあるので、今回の授業は本当に、法律は自分たちの生活のためにあるんだということを実感できたし、法律を作

ってくださいる国会の方々に感謝したいとも思いました。また、その法律に基づいて栄養士の方々が献立を考えてくださっているということに、国民の仕事や生活に密接に関わっているのが法律なのだと実感しました。

藤井（健）教諭 この授業を行った後、次、国会の働きの②です。ここではその立法の過程を知ること目標として授業を行いました。日本国憲法の41条で、国会は唯一の立法機関であるということが定められています。そして前時に学習したこの学校給食法も、少し昔の新聞記事から探してみました。ちょうど1953年の朝日新聞に、中学生にも給食をとということで学校給食法が国会で出されるという資料がありましたので、こちらも生徒に提示しながら国会で決められていったんだよということ、教科書の資料等も使いながら授業を行いました。この写真はちょうどその教科書にある資料を使いながら、立法の過程を説明している様子になります。これが国会の働きの②になります。

続いて、国会の働きの③です。ここでは国会の立法過程と同じような流れで授業を行いました。まず法案を作成する、そして委員会を開く、そして本会議を開くという流れでございました。ちょうど右側の写真が、上側が委員会の様子、そしてその下が本会議の様子になります。学級の中ではグループごとの係活動も行われていますので、例えば健康係ですとか美化係等、学校内での係活動に関する一番近い係で委員会を審議するという形をとりました。

これが実際に出された法案になります。自分たちの学級の力が高まり、自分たちの生活がよりよくなるために必要な法案をグループで考えようと。これは一番初めにお話しさせていただいた、この自分たちの生活をよりよくする社会参画の資質を育てるという点で、まず自分たちの学級をよくするために必要なことは何だろうかということ、この法案作りを行いました。例えば左側ですと人権保護法ですね。悪口を言わないですとか、人の嫌がる事をしないということを考えてあります。右側のほうは家庭学習改善法ということで、自主勉強ノート、これをお互いに見せ合い学習の意識を高めていこうという、こういった法案を生徒が考えました。

実際に、全ての法案を審議したわけではありませんが、右側のこの家庭学習改善法については、委員会そして本会議という流れで実際に審議を行っています。中にはノートを見せることはプライバシーの侵害に当たるのではないかという意見も実際に出されました。ただ、採決を行った結果、賛成多数でこの家庭学習改善法は法案として成立をしたということになります。実際この後、これをお互いに見せ合うという時間をとりました。

では、実際にこの模擬体験をしたときの感想について、少し話をしてもらいます。

川添さん（生徒） 私は、家庭学習改善法についての模擬国会に参加させていただきました。そこで私はまず、模擬国会を通して見たことで、とても国会の人々は難しいこと、法律を作るということは本当に難しいことだなと感じました。私たちは人数が少ないのですが、やはりたくさんの方の意見や考えが出て、まとめることは難しく、お互いの根拠もそれぞれだったので、本当に法律を作るということは一つの考えとしてまとめなくてはならないので難しいと感じました。また、テレビでデモなどの映像を見たことがあるので、正直、私自身国会の人々に余りいい意識を持っていませんでした。私のほかにもそのように考えていた仲間もいました。しかし、私はこの藤井先生の授業を受けた中で、私たち国民のためを思って法律を作ってくださいる国会の人々に、感謝と尊敬の気持ちを持ちました。

先ほど、藤井先生の発表の中でも、家庭学習改善法でノートを見せ合うことはプライバシーの侵害なのではないかという意見も出ましたが、やはり多数決の原理を実際に利用してみたの



で、可決されました。しかし、そのクラスの中の学習委員長という立場にいる男の子が、全校にもやはりそういう自主勉ノートの交流をしてみてもどうかということで全校に広めてくれました。そこでは、ノートを見せ合えるようにノートのコピーを掲示するというものをしていましたが、その少人数のプライバシーの侵害なのではという意見を取り入れて、名前は匿名で出すことにしたりと工夫をしていました。やはり私はそこから、少人数の意見の尊重も大切なのだということを感じました。

藤井（健）教諭 このように行った模擬国会の後には、一人一人が新聞にまとめました。ただ体験をして終わりではなく、それをもう一度思い返しながら、どのような審議がなされたのか、どのような過程を踏んだのかということを一一人がまとめることを通して、この省察といえますか、もう一度この立法過程を考えるという時間を1時間取りました。ちょうど今、スライドのほうには2人の作品が載っています。

では、最後にこの授業実践を通して、子供の意識がどのように変化をしたのかということアンケートをとりましたので、その授業の前後での変容を比較したものです。

まず、左側が法への親和性、法を身近に感じるかどうかという点で取りました。4件法です。一番左がとても身近に感じているということです。そして一番右側が全く身近に感じていないという生徒です。薄い水色のほうが授業前、そして濃い青色が授業後の変化になります。特にこの、法をととても身近に感じているという生徒が増えています。そして右側の法への理解、法を学ぶことは大事であるという、これも同じようにとても大事であると考えている生徒が増えました。

それから、次のスライドの左側です。法は守らなければならないかという、これについてはほとんど変化はありませんでした。クラスの実態として、元からある程度ルールを守らないといけないという意識は高い子たちでしたので、それほどここについては大きな変化は見られませんでした。そして、右側のグラフになります。法を作ることは必要であると、これについてはとてもそう思うと答えた生徒が非常に多くなりました。法律というのは時代とともに適応させていく、又は変えていくということが必要になってくるかと思います。そういう意味でもこの主体的に法について考えようという意識が高まったのではないかなと考えています。

今、川添さんが少し話をしてくれましたが、ほかの生徒も同じような感想を持っています。模擬国会を通して、教科書を見ている以上に慎重に決められていると思った。立法過程の中には自分では考えられないほどの体力、時間、才能の上に成り立っていると考えようになると、法というものは自分たちの生活を縛るものだという意識から、法に対して尊敬の念のようなものが生まれてきたのではないかなと考えています。また、それが自分たちの将来の社会参画の態度につながっていくのではないかなと思っています。

以上、私が実践に取り組んだ授業について話をさせていただきました。

御清聴ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、今の藤井健太郎先生の御報告につきまして、委員の皆様からの御質問などを頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員 先生、ありがとうございました。大変に素晴らしいお取組であったなと思いましたし、また、川添さんの意見もすごく私も参考になりました。もとより、この先生が取り上げられた

単元は8時間でやらなければならないと指導要領で定められているものではありませんので、そこを11時間に膨らませることも自由ではあろうかと思うんですね。その一方で、大変に時間を捻出されるのに御苦労もあったのではないのかなということも感じた次第です。

感想になりますけれども、今回、先生が取り上げられたような形に、この身近な事例から法について考えさせるという、こういう取組は大変生徒にとっても分かりやすく理解しやすい方法ではないかなとは思っております。取り分け、模擬国会ということを通して法案審議の大変さということについても理解を深めたというところは、なるほどなと思ったところなんです。

それを、実際の生徒たちの学校生活の中で、家庭学習改善法という法律にしていったというところは、もう社会科の枠を超えて学校生活全体に広がっていったということになるのではないかなと思います。生徒さんがおっしゃられたように、多様な考えを一つの法律としてまとめていくというのは非常に大変なことでありますし、また、多数決ももちろんですが、その少数意見を尊重する、どのような形で尊重させていくかということも学ぶ意義は非常に深いだろうなと思っております。

そうした意味で、今回、社会科の中で非常に時間を掛けてやられたところではありますけれども、是非、学校生活全体、特別活動なども含めて、この法教育の取組を広げていかれたら、より、この今回の取組が意義の深いものになるのではないかなと感じました。感想です。ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございます。御感想ということなんですけれども、藤井先生、今の樋口委員のコメントに対して、御回答など何かございますか。よろしいですか。

それでは、ほかの委員の方から、御質問でも御感想でも結構ですのでお願いできればと思いますけれども。

どうぞ、神谷委員。

神谷委員 ありがとうございます。非常に興味深く伺ったんですけれども、最初の授業で栄養士さんが参加されたということなのですが、そういう直接授業に関係ないようで、ほかの分野の方とかほかの科目の先生とそういうふうにコラボされるということは、今までもおありだったのででしょうか。

藤井(健)教諭 今までは余りそれほどやったことはありませんでしたが、今回、給食ということで、栄養士の先生から話をさせていただいたほうが、より子供たちも納得するとか興味を持つのではないかなということで、お願いをして来ていただきました。見ていただいたように、写真は私が毎日給食を撮影して、それを実際に献立を考えている栄養士の方から話を聞いたわけですので、子供にとっては本当に授業者以外、私以外から話を聴くということ非常にやはり新鮮な感じはあったようです。

神谷委員 ありがとうございます。

笠井座長 ほかにどなたか、いらっしゃいましたら。

では、江口委員、どうぞ。

江口委員 蛇足なんですけれども、最後の終わりの感想の中で、この「自分では考えられないほどの」とあるけれども、ここはなしにして、法律を作るというのは体力が大切だし、時間が大切だし、才能が大切だし、議会が大切だし、審議が大切だと、でも、自分がやるんでしようという方向へ持って行ってほしいなというのが正直、法教育を進めていく側から見ると思ってい

ます。これを他者に任せることなく、是非やってほしいと、言わずもがなでした。

藤井（健）教諭 分かりました。ありがとうございます。

笠井座長 あとお一方ぐらい、でなくてもいいですけども、どなたかいらっしゃれば。

では、どうぞ、橋本委員。

橋本委員 本日、御苦労さまでした。1点、気になったことというか、かなり苦労されたのではないかなと思うことについてちょっと御指摘したいのですが、模擬国会をされたときに、これ1時間でやられているんですね。法案の作成が8分で、委員会を開いて12分で、議会を開いて30分という、特に法案を作成するの8分と、こういう経験がない子供たちになかなか難しかったのではないかなという気がするんです、時間的に。その辺り、どういう御感想を持たれたかというのを教えてください。

藤井（健）教諭 確かに、時間が足りないなということを思いましたので、まず、前の時間に、次は模擬国会をやるからグループである程度少し考えておくようにというふうで、事前には話はしてありました。だから、その時間に突然ということではありませんでしたので、その分、割とスムーズにできたかなということは思っています。やはりどうしてもこの時間、本当に時間が足りなくて、若干ちょっと授業も時間延長したところが実際ありました。

笠井座長 ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、藤井健太郎先生の御報告についての質疑応答を終わらせていただきます。

藤井健太郎先生、それから川添さん、どうも本当にありがとうございました。

藤井（健）教諭 ありがとうございます。

川添さん（生徒） ありがとうございます。（拍手）

笠井座長 では、引き続きまして、藤井剛先生の御報告をお願いしたいと思います。

藤井（剛）教諭 では、よろしく願いいたします。

先ほど表彰式で御挨拶いたしました、千葉県立千葉工業高等学校の藤井でございます。私は三十数年間の教員生活の中で、間違っって日本史と世界史を数年間教えた以外は全部政治・経済と現代社会という科目を教えてきました。その意味で公民科のプロパーといっても構わない教員です。これまでいろいろな授業を提案したり発表したりしてきましたが、そのたびに授業の資料などが散逸しないうちにまとめておこうと、こまめに論文にしてみました。今回賞をいただいた論文もその一つです。

では本題に入ります。先ほど申しましたように、私は法学部出身だったため、初任教員の時から法律を扱った授業を実践してきました。例えば「マンション内のルール作り」とか、「刑事訴訟法入門」だとか、あるいは労働法の授業などを行ってきました。しかし、今思い返してみれば、やはり法律を教え込んでいたという印象は否めない授業だったと思います。

それが大きく変わりましたのは、資料の（3）ですが、先ほど申しましたように2006年に模擬裁判を始めたことでした。ちょうど国民の司法参加である裁判員制度が始まる直前、2年前です。そろそろ裁判員制度が始まるから生徒たちに経験させようと、そのくらいの思いつきで始めたのですが、ちょうど検察あるいは裁判所、弁護士会も裁判員制度導入に向かっていろいろ教員などに手を差し伸べてくれた時期だったため、サポートしていただきながら模擬裁判を開始することができました。

資料にはいろいろ上げましたが、特に資料の②の専門家との連携というところです。模擬裁判は2学年で履修する政治経済で行い、全員必修で受けさせるのですが、その評議に法曹

専門家を必ず全ての班についていただきました。具体的には、検察官、弁護士さん、あるいは本校の卒業生のロー・スクールの学生などに評議に入っていて、高校生が持っていない法律的なアドバイスをしてもらいながら模擬裁判や評議を行ってきました。詳しい実践については、法と教育学会の学会誌に発表させていただきましたので、そちらを御覧になっていただきたいと思います。とにかく、その模擬裁判で証拠を基にきちんと生徒たちが討論する、あるいは相手に自分の考えを説得する姿を見て、このような話し合いや合意形成の訓練をしていかなければならないと思った次第です。

この模擬裁判の実践を契機に法教育を真面目に勉強するようになり、法教育の目標を資料にのせたものにしようと考えました。つまり、法の原理原則を学び自分たちの問題として考える教育や法的リテラシーの確立です。法的リテラシーについてはいろいろ考え方がありますが、往復書簡を行った京都大学の土井先生が、「法教育の基本理念」という論文の中で書かれていた、公正な事実認識、多面的に考察する能力とか、自分の意見を述べ、他の意見も公平に理解する能力とか、意見を調整・合意形成する能力、公平に判断する能力、などだと考えています。そのような力を身につけさせたいと考えながら、教材研究をはじめ教材を作りました。

先ほどお話ししましたように、昨年度、往復書簡で提案させていただきました授業提案12事例のうち4事例を授業で実践しました。2学期に民主主義を考える、代表民主制を考える、という授業を行い、3学期では憲法の人権分野に移り、平等権を考える、自己決定権を考える、という授業を行いました。そして最後に模擬裁判を実施して、1年間が終わりました。

ただし、今回の論文は昨年度の実践を発表させていただいています。昨年春、私は転勤いたしましたので、この実践は前任校のものです。

補足ですが、模擬裁判に関しましては、昨年度、科研費を頂きまして、弁護士さんと協働で新しいシナリオ開発に取り組みました。非常に面白いものができました。これはまた別のときに話をさせていただければと思います。

今回、論文にさせていただいたのは、4回の法教育の授業の中で、民主主義を考えるというテーマの授業です。2学年8クラス全ての政治・経済の授業で実施しました。1クラス40名を4人1班、1クラスで10班作りまして、私が質問をし、班内で討議をして、大体まとまったところで班を指名して発表していく、それを繰り返して質疑応答をしながら議論を深めていく授業です。

質問内容は、第1問から第7問までを資料に載せてあります。どのような授業かを見ていただこうと思って授業風景のDVDを持ってきたのですが、DVDがうまくコンピューターとマッチングしませんので、お見せすることができません。残念です。ただし、皆様のお手元の資料5の7ページに、「授業ライブ『民主主義』を考える」があります。これは、この授業のビデオをテープから文字起こししたものです。これを一読していただくと、授業の雰囲気はお分かりになると思います。少し時間をとりますのでお読みください。(間)このような授業でした。授業のコメントは最後に、松田さんにしてもらいます。

このような授業を行って、生徒はどのように変わったかということですが、生徒の変容という資料を御覧ください。今回の授業は民主主義がテーマでしたから、民主主義に課題はあるかと思っていただかという質問をしました。このアンケートを集計して、私はびっくりしてし

まいりました。資料のグラフ中の下の三項目を見てください。民主主義に課題はあるかという質問に対し、課題があると考えたことがなかったという回答が一番多いのです、31.5%。余りあるとは思っていなかったが24.5%、ほとんどないと思っていたが7.7%です。つまり合計63.7%の生徒が、民主主義に課題があると余り思ったことがなかったんですね。このように、民主主義は正しい、いいものだということを、何も考えずに生徒たちは信じていたことにはびっくりしました。

民主主義を考える授業終了後、アンケートをとりました。300人弱のアンケートが回収でき、自由記述欄をざくっとまとめてみました。一番多かった回答が、民主主義にも課題があることが分かったというもので、22.8%でした。民主主義の失敗、これはどうも市場の失敗という経済用語に引っ掛けた言葉みたいですが、民主主義の失敗を防ぐものが憲法であるということが分かった、あるいは立憲主義が分かった、という回答が二番となり、18.8%でした。このように、民主主義の課題だとか、その民主主義の失敗を防ぐものが憲法であることが理解できた生徒が多くなったことが読み取れます。この結果から、今回の授業をやってよかったと思っています。

最後に、生徒たちの自由記述欄からですが、班内の4人で話し合っ意見をもとめてから発表するという授業方法は面白かったですとか、自分たちで考えて答えを探してまとめていく方法がよかったとかの記述が多く、授業方法は前向き受け取ってもらえたようです。

では、ここで私の授業を受けた生徒を代表してもらって、松田さんに授業の感想を話してもらいたいと思います。

松田さん（生徒） 昨年、藤井先生の授業を受けさせていただきました。昨年の藤井先生の授業で模擬裁判やその他いろいろなことを経験させていただきました。普段の座学の授業でも先生の興味深い話が聞けてとても楽しく授業を受けさせていただいているのですが、この民主主義を考えるという授業では、クラス全員をそれぞれ班に分けて、班内で話し合うというものでした。班になって活動することで班員の意見をまとめる調整能力をつけたり、各班が様々な意見を出す中でほかの班で出されない意見をひねり出すために多面的に考える力などがつきました。

私も、先ほど藤井先生が言っていたように、この授業を受ける前は民主主義は完璧なものという思い込み、つまり、君主制などほかの制度と比較して完璧であると思っていたのですが、いろいろ班員と話し合ったり、クラス全体で意見をまとめていく中で、完璧でないという印象に変わりました。このようにこの授業では、固定的な考えにとらわれず、問題の全体を把握し、正しい知識を持って正面から向き合う姿勢が大事だということを学ばせていただきました。

話し合いという形式では、問題の意図を正確に捉えなければ話し合いがずれた方向に向かってしまいます。つまり、資料の授業ライブの中にもありますが「三人寄れば文殊の知恵」が成り立たない状況になってしまう可能性があります。今回の授業では、それぞれが自分の意見を持って他人の意見を尊重しながら話し合いを進めていくことができ、民主主義を考えることや、憲法についての理解が更に深まりました。

以上です。

藤井（剛）教諭 打ち合わせなしに、突然振りました。ごめんなさいね。

さて、法教育について話をさせていただくときには、必ず今後の課題を取り上げさせてい

ただいています。その一つが、法教育の実践者の一人として、まだまだ教材が足りないなと感じていることです。我々教員は、法曹専門家ともしっかりとタッグマッチを組みながら教材を作らなくてはいけないと思っています。

他にも、このホームページに行くとか、イベントの紹介があるよというのを、もっと知らせるべきだと思っています。現場の忙しさもあって、教員というのは割と受け身な人が多いので、そのようなアプローチも必要だと思います。

そしてその意味で教員は、もう少し勉強しなくてはいけないなと感じていますし、そのような教員が増えてきている気がします。ですから、各都道府県で法教育に関する研究会が立ち上がって、その活動や研究がうまくいくようになれば良いなと思っています。私も一昨年、大阪と福岡の研究会に出させていただきました。そこでの活発な活動を見させていただいて、刺激を受け、昨年8月に千葉でも法教育研究会を立ち上げました。このように、やはり先進事例を見て、はじめは活動を真似しながらも切磋琢磨していく必要があると思いました。

以上で発表を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございました。

では、今の藤井剛先生の御報告に関しまして、委員の皆様から御質問なり御感想なりお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

高橋委員 授業に直接ではないのですが、先生の資料の6ページの所に、法教育の授業で苦労したことはほとんどないけれども、あえて言えば法曹専門家との出会いに時間が掛かったという記述がありますけれども、どのような御苦労だったのが、ちょっとお聴かせいただければと。

藤井（剛）教諭 先ほど申しましたように、2006年に模擬裁判を始めようとしたのですが、その当時まだ模擬裁判というものは、全国でも実施例がほとんどなかったんです。そのため、シナリオの選定や運営方法など、いろいろアドバイスが欲しかったのですが、千葉弁連の事務局に電話をかけたところ断られ、千葉地裁にも忙しいから難しいと言われてしまいました。千葉地検が唯一、話に乗ってくれて、模擬法廷の使用からシナリオの選定まで相談することが出来ました。その後、アドバイザー探しなどでやはり苦労したのですが、法と教育学会が立ち上がって、その懇親会で、藤井さん、千葉にもきちんと法教育委員会があって活動している弁護士もいるんだよ、会わせてあげると言われて、そこで初めて千葉弁連の法教育委員会に属する弁護士の方とお会いして、全面的なバックアップをいただきました。ですから模擬裁判を始めて4年後に初めて弁護士の先生と出会ったということです。今から考えると、隔絶の感があります。そのような意味です。

高橋委員 そうですか。ありがとうございます。

笠井座長 それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、江口委員、どうぞ。

江口委員 法曹専門家を適切にというか、よい形で先生使っていらっしゃるんですけども、何かほかにこういう使い方があったらどうだというのは、何かあれば。

藤井（剛）教諭 どんな場面でも法曹専門家に来ていただくべきだと思います。千葉では、昨年8月から法教育研究会を立ち上げましたけれども、弁連、地裁、地検の全部に声をかけたところ、弁護士さんがすぐ入っていただきました。現在、弁護士7名、8名と教員20名ぐらい、そしてオブザーバーで裁判官も入っています。検察は毎月は来られないんですけれ

ども、案内のメールは下さいと言ってくれています。このような研究会の構成になると、こういうことやったらよいとか、こういう授業をやりたいのでアドバイスを下さいとか、直接弁護士の先生に来て下さいなどいろいろ言えるようになります。具体的には、ある高校で授業でT・Tを行いたいので弁護士の先生に来て下さいといったときに、すぐ行くよと言ってくれるんですね。ですから、どんな場合にもどんな組織でも法曹専門家が近くにいるといいなと感じています。お答えになりましたでしょうか。

江口委員 是非使っていただいて、現場とのコネクションも深まればいいと。

藤井(剛) 教諭 大学の先生たちともいうことですか？ はい、法教育研究会で検討してみますが……。

江口委員 小粥先生みたいな法律学の先生方もどんどん入れてほしいと思います。

藤井(剛) 教諭 そうですね、よろしく願います。福井大学の橋本先生には勉強会に来ていただきましたし、文科省の樋口調査官にも来ていただきました。

笠井座長 ほかにどなたかいらっしゃいませんか。では、村松委員、どうぞ。

村松委員 最初に千葉の弁護士会がお断りしたということで、代わりにおわび申し上げておきます。すみませんでした。

授業を拝見していて、民主主義を考えるというテーマは、正に話し合いをしながらみんなで合意形成していく、知恵を出し合いながらよりよい結論を出していくということだと思います。それは先ほどの藤井先生の中学の授業でも多分関係すると思うんですけども、社会科の枠だけでやる話ではなくて、生徒たちが日常の生活の中でいかしていければいいんだろうと思っています。生徒たちは、学校の学級運営、学級活動でもそうですし、あるいは部活でもそうですし、何か集団の中でみんなで話し合いをしながら方向性を決めています。そういった観点から、先生の授業が生徒たちの日頃の活動に何か影響がある、あるいは少し示唆を与えられたというような場面があるとか、あるいはせっかく松田さんにいらしていますので、この授業を受けて、ふだん友達と話し合いをする中で少し考え方が変わったといったことがあれば教えてもらいたいなと思います。

松田さん(生徒) 藤井先生は、模擬裁判などの活動のほかに、私たちにディベート等の機会も与えてくださるんですが、ディベート等で班になって相手の班と2班で意見を戦わせるという形で行うものをやらせていただくんですけど、その場で議題が与えられて考えるのではなく、前々からこれについてやるよというのを教えられていて、班で部活後とか休み時間とかそれどころか休日まで集まって準備します。平均だと多分24時間くらい掛けて準備をしていって、それでディベートを行うのですけれど、その準備活動や今回の模擬裁判の評議を通して、多面的に考える力が養えると感じています。さらに情報収集能力が高まります。例えば、ウィキペディアなどで調べた二次的なものではなく必ず一次資料、きちんとした基となるものに当たって資料を集め、そこから考える、意見を組み立てていくという能力をつけさせていただいたと思います。この能力は、政経の授業だけでなくその他の場面や教科でも、たくさん応用することができています。

藤井(剛) 教諭 模範解答を言ってくれた気がします。1学期にディベートをやるのですが、そのときに一次資料をきちんと集めて、それを分析して討論をするようにしなさいと話をします。それが、全ての高校生活に生きてきてくれればいいなと私は思っています。

具体的には、2年生で物理や化学の授業が始まるんですが、物理や化学の先生たちが、ディ

ベートが始まるとレポートのレベルが上がると言ってくれます。お世辞ではなくて、それは本当のようです。やはり一次資料をきちんと扱う訓練ができると、理科のレポートにまで跳ね返ってくるんだと私は理解しています。

笠井座長 ほかにどなたか御質問等、いらっしゃいませんか。江口委員，どうぞ。

江口委員 教材の解釈の問題で、先生のほうがずっと一生懸命考えていらっしゃるから正しいと思うんだけど、クーラーの温度設定問題が「三人寄れば文殊の知恵」型なのか、「ウイン・ウイン」型なのか、それとも「自己統治」型なのか、それとも「最大多数の最大幸福」型か分からないので、余りこうモデル化しないほうがいいような直感はないわけではないと思いました。でも、それを子供たちが考えればいいことであってという気はしますけれど、ちょっと教材の問題ですから。

藤井（剛）教諭 ありがとうございます。

笠井座長 この辺りでよろしいでしょうか。

それでは、藤井先生，それから松田さん，本当にどうもありがとうございました。

藤井（剛）教諭 ありがとうございました。（拍手）

笠井座長 では、河村先生，よろしく願いいたします。

河村教諭 大変長らくお待たせしました。基町高等学校の河村と申します。

吉武さん（生徒） 基町高等学校1年7組の吉武です。よろしく願いします。

河村教諭 では、座って発表させてやってください。

最初に、基町高校の概要について、吉武のほうに発表させて、それから今回の対象になりました授業について私が説明させていただき、最後に吉武のほうにまとめさせて今回の発表を終わらせていただこうと思います。

まず、基町高校の概要を本人に発表させようと思います。

吉武さん（生徒）（スクリーンを見ながら）基町高校は広島市の中央部にあり、広島城のお堀の隣にあるL字型の大きな校舎のある学校です。L字型でとても大きな校舎なのですが、1,000人以上の生徒全員がこのお堀側の校舎の4階で全員生活するというユニークな方法を探っています。また、今日は新幹線に乗って広島駅からこのように東京に来て、あの有名な赤れんがの前にある法務省の17階に今、来ています。

以上です。

河村教諭（スクリーンを見ながら）これが今の現時点でございます。では、これから中身についてお話しさせていただこうと思います。

今回、一番最初に発表なさいました藤井先生のところでは、法教育の重要性にかんがみて許される範囲で少し膨らませたというところのお話しがありました。私は膨らませるのではなく、当初予定された時間の中でやるというものにしております。また、藤井先生のほうからは、より御専門の立場から政治経済の政治の部分で法教育をやるというところで、かなり高度なところをされました。私は1年生の現代社会というところの、しかも経済分野というところでやりました。3人に共通しているのは、どこか遠いところから有名な先生を連れてきて、今日は大変面白い話が聴けますよという投げ入れ教材ではなく、正規のカリキュラムに基づいて、普通にそれからテストに出るんですよと、普通の授業として捻出したものでございます。

（スクリーンを見ながら）これがお城から見える基町高校でありまして、1年生は9クラス、2単位の現代社会が必修になっております。向こう側の校舎で1年生は授業をしますが、手前



のほうは3年生で、天守閣を見ながら授業をやっているという学校になります。

校舎のつくりは大変ユニークで、これ4階に全ての生徒が教室になっておりますから、エスカレーターのほうで上がっていきます。ある位置に立つと全部の先生方が定刻に授業に入ったかどうか一目で分かる、ユニークなつくりになっております。

ここで私が発表するのは、もし発表するのであれば、ここ、(スクリーンを見ながら)ちょっと上のほうですが、8分19秒26と書いてあります。普通、研究授業というものは、生徒がどうなったんだろう、どうしたらいいんだろうと思っているけれども、教員の授業を聴いて、これが8分19秒26です。私の授業を聴いて、あ、そうだったんだ、そうさそうさ、と分かってにこにこするんですが、これ時間が違うんです。こっちは最初、上のほうに書いてある8分11秒なんです。最初はよく分かっていたのが、急に顔が曇り出すのが私の授業の特色でありまして、ときに頭を抱える生徒が出てきて、どうなっているのかね、普通見れば失敗のような研究授業を毎回させていただいております。

今回の授業は2時間分ですから、授業の目標は二つあります。教科書のほうにはこう書いてあるんです。三つ目標がございまして、なぜ労働者を守る憲法や法律があるのか考えよう。もう、いきなり労働者を守るんだと答えを出しておるやつを考えさせるという、大変高度なことをさせるようになっておるんですね。その次に、雇用事情の変化について考えてみよう。最後に、日本が現在抱えている労働問題について考えてみよう。共通点は全て「考える」ということになっております。

これを2回分にどのように料理したかといいますと、まず、修正するのか、なぜ修正するのかという前に原則、まず契約は自由なんだというところをまずしっかり押さえる。これはどのようなやり方をしたかといいますと、例えば雇用で言えばフルタイムで働きたい人もいる。ちょっと具体的に言えば、子供の育児をしたいのでフルタイムがいいんだけど必ず残業がないようなきちとした時間がいいとか、もう退職してしまったから給料なんてどうでもいいから、ちょっと自分の持っている技能を使いたいから、いろいろな働き方があるのを3種類作り、またそれに似たような企業を3種類作り、まず3人、3人の6人班にし、3人が企業側、あとの3人が生徒側にして、マッチングをして契約自由のまず体験をさせようと、求職活動をさせる。それから、ある事例について法律の専門家である弁護士の方に、実はこれ修正されるんですよというので投げ掛けてもらいます。このことにより生徒は、大いにクエスチョンをもたされるのが最初の日です。

ところが、その2日目のときに、労働基準法はこんなふうな理由で変わったから、ルールは変わるんですよと教える。換言すれば、初日ではルールというものはお互いが納得したのだから守るんですよ、相手が約束したと同時に自分も約束したのだから、お互いの意思が合致したのだから守るんだ、でもそれを強制的に変えてがんじがらめかといったらそうではなく、ルールは状況に応じて適切な手続に基づいて変え得るんだということを生徒に伝えます。それで生徒に解雇ルールを考えさせます。ここは私失敗なのですが、解雇という表現がどうしても雇う側から雇われる側に対するメッセージという言葉を持っておりますので、次に授業をするときには離職ルールぐらいにちょっとトーンダウンしたほうがいいかもしれません。少し生徒のほうに戸惑いがありました。これが2日間のコンセプトとであります。

ここで大事なことは、労働契約法第16条、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする。これは判例

理論から条文に上がったものです。これを生徒たちに教える気は全くありません。これを解釈し、社会通念とは何ぞやということ言うつもりはありません。そういうふうにはしませんでした。それを、先ほどの復唱になりますけれども、1回目は会社側と労働者側、立場を決めて議論をする。それぞれ面接した分がいますので少しシャッフルして、企業側で6人グループ、雇われる側で6人グループを作って議論し、それぞれ、もし解雇するんだったらどんなルールがあったらいいだろうかというので、突然リストラされた分の事例を、初日の事例を持ってきて、それぞれもっと詳しく書いてみようというので議論し、それを今、彼は司会をやっているんですが、40人のクラスですから6人の班を6つ作って、あとの4人が司会になります。なぜ4人もいるかという、同時に聖徳太子方式でみんなが発表しても、一個一個書くのを待つのではなくて、同時に振ってもこっちの司会者はこっちの話を聴き、それを聴きながらまとめたのを後ろで黒板にどんどん書いていく、時短の工夫です。

それらを公民教室がございますので、板書したものをそっくりそのままよいしょと上に上げて、みんなの見える所にします。(スクリーンを見ながら) こんなの、みんなの見える所にして、法律の専門家である弁護士の方に専門的に評価していただいて、そういうことがあるのかというのを生徒が客観的に見てから、今度、再度元のグループ、労働者と会社側と交えて、新たな理論をもう一遍出してみよう。そういう構成でやりました。これは私のオリジナルではなく、横浜の法教育実践でやっているものを常々私がまねをしておるものです。

もう少し生徒の動きを見せると、6人の生徒がおります。これらがそれぞれ、あるときには使用者がそうなる賃金は利益だ、片や生活を守るためのものだ、それぞれ価値概念なり実際生活なりできます。それらがまた、生徒が元に戻ります。元の班なんだけれども、前にそのような経験をしているから、生徒の立場ではあるんだけれども、その中では自分はあるときには社長の立場も考える、また従業員の立場も考える、両方の立場を考えるような形でもう一度考える。ですから、これは一つにはただの議論の繰り返しではなく、熟議であると。それらを通してやります。

そのときに、弁護士の先生とのシステムは、単に協力をするというもの以上のものが必要ですから、協働という形です。コラボレートです。私の弱いところを弁護士の先生に助けていただく。弁護士の弱いところを私が助けていく。これを協働と考え、弁護士の先生は私に比べて数段法律を知っている。でも、目の前の生徒を知らない。私は目の前の生徒を知っています。でも、法律は知らない。

もう少し言いますと、理屈では私は生徒とともに考えて、理屈ではこんなこと言えるよねという話をします。ところが、弁護士の先生は実務者として、現実をあなたは知らない、現実の社会ではそんなふうになっていないんだ、そういう形で指摘する役割。また、子供が子供なりに想像力を発揮して論理的に説明したものを、専門家として評価する。ちょっと抽象的になりましたが、例えば離職する際に子供たちは何も教えなくても、3か月前に言う、これをルールにすべきだ。現実の社会では3か月ではちょっと長うございまして1か月程度だと思っただけでも、法律を教えなくても、もっと前に会社が潰れそうで大変だったら正確な情報を言うべきだ。あともう一つ、弁護士の先生が驚かれたのは、離職をするときには再就職先を紹介すべきだ。ただ辞めろではなくて、この会社もう駄目だけれども、次こんなことがあるよと、そういうことを言うんだったら突然のことがあったとしても許されるのではないか。こういう発想は弁護士の方にはなかったもので、随分驚かれました。

今度、私の役割なのですが、これは教科教育としてやっていますから、一定の水準を保たないといけません。ですから教材の精選、時間内に必ず終わること、到達目標は達成するけれど、正解は私が知っていて皆さんが知らないのではなくて、お互い知らないからはらはらどきどきなんだけれども、責任は私にとるという立場です。また、弁護士の先生方と生徒の間の調整役としてやります。生徒が思考がストップしているときに、更にもっと考えてみましょう、私がびっくりした授業で、生徒に考えてみようと言って、なかなか生徒が考えないので、なぜ考えないのか考えてみようと言って、とんでもない授業を見たことがあります。やはり日頃から考えさせないと駄目なんだと思います。とても難しい状況になったら、その重たい雰囲気をもとと変えるのは教師の仕事です。新しい方向に進めるのです。それも弁護士の先生たちは随分驚かれました。

実際の授業を見てみないと分からないですよ。実際の授業を少し映像で流します。先ほどストリートビューで自動車が動きましたが、よく似ております。

(映像上映)

河村教諭 これは、実務家としての指摘です。

(映像上映)

河村教諭 これが2日目になります。

(映像上映)

河村教諭 企業側の考え、労働者の考えを表側に、上に出して、それから再度考える。

(映像上映)

河村教諭 これが、授業のサンプル的な場所になります。ここからですが、私は生徒を知っているわけだから、生徒は今どんな労働観を持っているのか、これを発信するのが教員の務めだと思います。生徒はどのような労働観を持っているのかというのでアンケートをとりました。将来、自分の職業について、1年生40名です。どんなふうを考えているかといいますと、イメージできているのは36%、イメージできていないのが64%、大半の生徒がイメージしておりません。自分の職業をイメージしていない人たちに、労働のことを言っても何も響かない。自分がこういう仕事しようと思っていないのに、ああだこうだ(スクリーンを身ながら)と言ってもうるさいだけなんですね。だから生徒は、これはキャリア教育をしなくてはいけない、自己理解をしなくてはいけない、どうなっているのかというのがあると思いますが、もう一工夫、別の観点から私は見る必要があると思っております。

また、問を変えたんです。生徒は知らないのではないのです。生徒たちはもし、今から、例えばこうですね、自分に合った働き方はやりがいを重視ですか、収入ですか、それとも安定ですか、それぞれ2パターンありますから全部で8通り。全部満たしている職業は除き、また全部を満たしていない職業も除き、全部で6通り。その6通りで優先順位をつけて、あなたはどれを採りますかというトリレンマを与えました。やりがいがいいのか、どれを優先させるか。それで生徒の実態を見ますと、一番最初に消えたのが収入でした。例えば収入は低くたっていいんだ、自分にやりがいがあり、それが将来見通せれば、手取りが少なくても何年かすればこれだけたまり、これだけたまれば子供を大学に行かせてやることのできる。今度、究極の選択でどちらを結局とるのかといったら、もう、圧倒的にやりがいは(スクリーンを身ながら)炎で焼き尽くされまして、安定だと、将来を見通すことができないことが不安で、見通すことができる仕事、これが自分にとっての働きがいなんだと子供たちは考えていました。要するに、今

の現実社会を詳しいことは何も知らなくても、直感的に子供たちは今の働き方が不安定であるというのを察しているんですね。

今の状況とは一体何なのかというと、それまでは失業者を出さない、企業が解雇しないという形だったのが、今度はどんどん転職がしやすいように雇用の流動化を図っていこう、このように雇用事情は変化しています。これは自由な社会と見るのではなく、子供たちの中では不安定な社会と心象の中に見ているんでしょう。これからは自由に転職で来ていろいろなところにチャレンジできるんですよということが、子供たちの内面には不安を増殖させるように形成されているのではないかと思います。

これは非正規雇用の増加についても言えます。今現在、若者の2人に1人は非正規雇用であります。これらについて、では何を子供たちに私たちは教えたらいいのか。今現在、(スクリーンを見ながら)雑誌を見ている、プレジデント、要る社員、要らない社員という形で雑誌に店頭にのぼっておりました。ですから、今からの社員というのは能力を高め、給料を高めていく、そういう作っていく社員ではなくて、必要な実践力のあるのを次々買っていくんだと、要る社員だ、要らない社員だ、こういう社会を子供たちは随分不安な社会と捉えているのではないか。

これを捉えたときに、私は授業を構築する上においては、労働法、やはりこれを教えないと駄目なんだ、大人も子供も労働法を学ばないといけない。ここで労働法を学ぶときに、労働法を教えるのか、ブラック企業に対してどう対処したらいいのか、割増賃金をどうしたらいいのかということもあるでしょう。実際、教科書を見ますと、経済分野なのに労働法の名前はてんこ盛りです。これらを次から次へと立法趣旨を言い、改正の趣旨をとらまえても、子供たちに私は何も残らないと思いました。ただうるさい蜂のようになるだけだから、労働法をなぜそうかということ、何か問題があれば法律を制定する、制定したことで解決したことと勘違いをする、最低賃金法があるから最低賃金が確保されている、それで解決されたと勘違いをするんですね。それは間違いである。

それで、私は、労働法「で」教えないといけない、労働法の本質は何なのかといいますと、釈迦に説法ですけれども、法が介入してでも労働者を保護する。お互いが納得していても、それに介入して、それを押しつけて労働者を強制的に有無を言わせず保護しよう。これ以外に現代の社会ではどういう問題があるかといいますと、従来の労働法は釈迦に説法なのですが、工場労働者を対象にして集団で均質な労働者を対象に労働法が制定されてきた。だから一斉に休憩を与えなくてはいけないとか、団体交渉でいこうとか。ところが今現在は、団体で均質な働き方というものが失われつつあり、個別具体的にになっています。それが最初にあった、年を取ったけれども給料はそれほど要らないけれども、自分の能力をいかして少し働きたい、給料はそこそこ頂きたいけれども残業はしなくて子育てに専念をしたい、転勤もなかったほうがいい、随分多様化していきます。

その中で、個別労働者の自己選択、これが今彼らにとって、子供たちにとって必要な労働法で教える一つのキーワードであろうと私は思いました。それで、いろいろな立場の労働者が自分の生き方、人生観を照らし合わせながら、個別の労働者がどのように選択をするのかという形での授業の構築が必要であろうというのでプランを考えました。それが一番最初に申しました、就職面接という契約自由の原則の経験、それから女性も昔は深夜労働の規定が61条であったと思うんですが、男女雇用機会均等法により女性も深夜に働くことができるようになった、

女性の社会進出を保障するためにルールは変え得るんだということで、解雇ルールだって変わるんだよということで、その就職する、離れる、そこに焦点化して授業の法を構築させていただきました。

ここで時給700円、これはおじいさんの例なんですけれども、それほど給料は要らないと、自分の会計の資格をいかして、ちょっと給料計算を町工場で作ってあげようと、町工場の人もよく分かっておらんし、給料もそれほど要らんしというけれども、700円は広島では今年の10月24日から違法になっています。ここで大事なことなんです、と私が勝手に思っているんですが、弁護士の先生がこれは駄目ですよと教えたなら生徒が学んだんだと、これは私は錯覚だと思えます。幾ら口で教えても生徒がそれを内面化し、ああ、そうだったんだと思わなければ、学んだことに私はならないと思えました。

そこで、労働基準法第13条、これは実は政経の教科書ですら載っていない条文です。この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約はその部分については無効とする。この場合において無効となった部分はこの法律で定める基準による。どうか教科書を執筆なさる先生方がいらっしゃれば、これどこの教科書にも書いていないことが多いので、全部ではないですが、是非とも入れてください。

ここで、これを子供たちに条文を見せて、どうだとやるような授業を私はする気はありません。条文は見せません。どうするかといえば、広島県の広告を見せます。(スクリーンを見ながら) 広告を見せて、弁護士の先生は733円でないといけないと言ったけれども、結局どうなるんだろうというのでクイズ形式にします。クイズ形式にして、これは私のアイデアではありません、東京大学の労働法の権威である荒木教授のアイデアでございます。使用者は700円で合意したんだから、これが確定する。2番目、合意と違うんだから振り出しに戻そうというので解約する。そんなことはない、法に従って733円を支払わないといけない。子供たちにこれを通して3番だということを確信して、初めて学んだということにしようと思いました。

ここでまた大事なことなのですが、単に知っただけではなくて、ああそうかと分かることが大事だ。ここで、私もいい年になっていますので、ここで終わらせたのではやはり駄目だと私は思っています。知る、分かった、でもその次に、本当ですかともう一度思考をひっくり返す。これをもう少し具体的に言いますと、父親が突然のリストラになって、お兄さんが大学を休学して働くようになった。弟は高校生でその名前をウ授業中生徒が命名したのですが白島三郎と呼んだ。その白島三郎はお兄ちゃんが、お前だけは絶対高校を卒業させてやりたい、どうしても大学行かせてやりたいから絶対頑張れよと言っている。毎日クラブが終わって、土曜日は学校の補習に行き、日曜日はしっかり勉強して、でも平日は6時半に部活が終わったら7時半から10時半までバイトをして、それで少しでもお父さんがリストラになっているのを助けたいと一生懸命アイデアを出した。ところが、弁護士の先生からは厳しい声が聞こえる。10時を過ぎてバイトをしてはいけない。なぜなら、あなたは18歳でないからだ。とすると、白島三郎は悩むんですね。最終のバスは、夜遅くはバスが少ないですから、10時半にはバイトが終わってそれから最終のバスに乗れるのに、9時半で終わるとずっとバス停の前で座ってはいけない。遊んでいるだけなんだ。バス停で座っているだけで、あの間働かせてくれれば、時給は733円かもしれない、でもこれは貴重な733円なのに、なぜ法律はこんなに労働者を苦しめるんだろうかというので、生徒たちは頭を抱えてき出します。

ここで、法教育とは一体どんなものなのかというので、これはもう単純に法に関連付けてみ

るんだと、ロー・リレイテッド・エデュケーションで、まず関連付けてみよう。大事なのは法を知っているとこんなひどいことができるよ、こんなあこぎなことができるという、法を手段にするのではなくて、法そのものの価値に着目する、それが一番大事なことなんです。

(スクリーンを見ながら)これが教室の夕方の様子ですけれども、私が今思っている法教育は何なのか、私が授業を2時間やって、それで生徒たちに何か心の中に種を植え付けて、それで終わったとは思っていないんです。生徒が大きいクエスチョンを頭の中に入れていて、その入れた後に、結論から言えば私自身が思っているのは、私の法教育の授業が終わったことが、今後、生徒たちの法学習が始まったんだと。だから、何かを伝え何かを達成したということについては、答えが余りにも広くなりすぎて危険なやり方なのかもしれません。

今回の授業では私一人ではできませんでした。それぞれいろいろな先生方が私を助けてくださいました。その中で、司会者に立候補し、授業を助けてくれてみんなをリードしてくれた吉武さんを連れてきました。さあ、出番です。どうぞ。

吉武さん(生徒) 私は今回の2回の授業で司会者という立場でいろいろな班の意見を聞いたんですが、それぞれの班で労働者側と会社側で納得のいく条件で合意をすることはとても難しいと思いました。その中で納得のできる条件を作るために、いろいろなルールや法律などを作ることが重要なのではないかと考えました。

以上です。

河村教諭 そうしましたら、私自身が今回の授業で学ばせていただいたことは、法を教えるとか、法で学ぶとかあるけれども、法自体が何か教育的な効果を持っているのではないか、そういう予感をしたことが最大の収穫でございました。

大きい声で聞き苦しかったですけれども、これで発表を終わろうと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の河村先生の御報告につきまして、委員の皆様から御質問あるいは御感想などを頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

小粥委員、どうぞ。

小粥委員 河村先生の授業技術の数々、特に生徒さんの気持ちを授業に向かわせる技術には、驚くばかりでした。しかし、質問は吉武さんにさせていただきたいのです。

吉武さんは立候補して司会をされたということだったのですけれども、それはどうしてだったのでしょうか。つまり、元々法に対する関心があったからなのか、あらゆる学校行事に積極的に取り組まれているのかということをお聞きしたいのです。法に元々関心があったとすると、それはどうしてなのかということをお聞きしたいのですけれども。

吉武さん(生徒) 立候補した理由は、まず学校行事に積極的にやりたいということと、私の将来の夢が社会科の教諭で、法律関係について少し知っておきたいなと思ったことで、今回司会に立候補しました。

小粥委員 高校生が法に関心を持つということは、普通はそれほどないような気がするのですが、それは先ほども出てきましたけれども、コミカドさんの影響などというのもやはりあるのでしょうか。

吉武さん(生徒) 私は今回、夏休みのほうで司法書士会のほうに見学に行くことができ、そのとき裁判所などで法律に対していろいろなことを学ぶことができたので、法律に関心を持つ

ことができました。

小粥委員 どうもありがとうございました。

河村教諭 夏休みの宿題の一つに、いろいろ選択肢があるんですが、彼は、司法書士会の日というのが8月3日にあるようで、そのときの1日司法書士の学びというので3人ほど行った経緯があります。授業自体が10月ですから、そういうことです。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、どなたかいらっしゃいませんか。では、中井委員、どうぞ。

中井委員 どうもありがとうございました。法テラスのいろいろな情報提供なんかも併せてやっ  
ていただいているようで、法教育の広島セミナーのときも大変お世話になりました。どうも  
ありがとうございます。

高校生、なかんずく1年生ということで、雇用、労働問題を取り上げているというのが非常に興味深くチャレンジな感じがしたんですけれども、このテーマを設定するに当たっては、御説明聴いているともう雇用労働問題でもう行くんだ、というふうな流れは見てとれたんですけれども、どうでございましょうか、そこに至るまでにほかのこういう、例えば憲法でありますとか、あるいは消費者問題でありますとか、いろいろな切り口はあるかと思うんですけれども、ほかにこういうことも考えたんですけども、というようなプロセスがもしありましたら、少し御紹介いただければと思いますが。

河村教諭 私の説明不足で申し訳ございません。正課の授業としてやるので、弁護士の先生の都合のいい日、また2月9日の法教育セミナーに間に合うようにするにはどうしたらいいかというので、日にちから逆算するとたまたま雇用と労働になっただけなんです。雇用と労働が先にあってそれに向けて年度当初から企画したのではなくて、このときの授業でないとなら発表できないので、そうしたらたまたま経済だった。でも、法教育は法に関連付けるのだから、ここの学習内容を法に関連付けたらどうだろうかというので、選んだのではなくてそこしかなかったというだけです。もしあれが別の日であればそれに着目しようと思います。以上です。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、河村先生、それから吉武さん、本当にどうもありがとうございました。

河村教諭 御清聴ありがとうございました。

笠井座長 本日は皆様から大変貴重な御報告を頂きまして、しかも生徒の皆様からも心に響くような実感あふれた感想を頂きまして、本当に我々としては勉強になりましたし、今後の法教育の更なる充実・発展に向けて活かしていきたいと思っております。改めまして、どうもありがとうございました。おめでとうございます。

本日予定していた議事はこれで終了いたしましたけれども、最後に事務局のほうから御報告、連絡事項があると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

安部調査官 それでは、事務局から御報告と御連絡事項を申し上げます。

まず1点目なんですけれども、先般、3月3日の日に開催されました前回の協議会の際に御報告させていただいたところなんですけれども、小学校を対象としました法教育教材と法教育に関するリーフレットの件でございます。間もなく納品の予定ということになっておりますので、委員の皆様には納品され次第、郵送させていただく予定ですので、御了承いただけたらと思っております。

もう1点は、本日席上に配布していますが、前回の第34回会議議事録というのを席上配布させていただいておりますけれども、別途また委員の皆様には電子データを送付の上、確認依頼をお願いする予定ですけれども、取り急ぎ本日は紙媒体としてお届けいたしますので、事前に御覧になっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

最後に1点、御連絡事項です。本日、協議会終了後、法務省の20階談話室という所で、商事法務研究会の主催で受賞者の方々、生徒さんもそうですけれども、茶話会を予定しております。委員の皆様の中で御都合のよろしい方がいらっしゃいましたら、後ほど係の者が御案内いたしますので、この場にとどまっていたらと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

笠井座長 ありがとうございます。今の御報告に関して、あるいはその他の点、今日の会議全部通じてでも結構ですから、何かございましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで終わらせていただきます。次回の日程につきましては、追って事務局のほうから御連絡いただくことになっております。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

—了—